

平成 29 年 3 月 3 日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 野 志 克 仁 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会 長 佐々木 信 也



平成 28 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について(報告)

平成 29 年 2 月 27 日に開催した標記懇話会の意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

意 見 内 容

愛媛県後期高齢者医療広域連合においては、平成 19 年 2 月の発足から 10 年が経過し、制度の安定的かつ円滑な運用に努めることができるものと思われます。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴い、医療給付費は今後も増加し続けることが確実であり、その医療費の伸びを抑制するため、限られた財源の中で、いかに効率的かつ効果的な対策を打ち出すことができるかが肝要となってまいります。

のことから、当懇話会といたしましては、下記に掲げる事項について格別の御配慮をいただき、今後の制度運営に反映していただくことを強く要望いたします。

記

- (1) 医療費適正化事業については、次の点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。
 - ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進については、国の掲げる目標達成に向け、他の機関と連携しながら、被保険者に対するより一層の周知に努めること。
 - ・歯科口腔健診事業については、高齢者の特性を考慮した効果的な事業であることから、継続した取り組みを図ること。
- (2) 保険料の軽減特例措置の見直しについては、後期高齢者医療制度の持続可能性を高める観点から止むを得ないものであると理解できる一方、特例措置の見直しにより捻出される財源については有効に活用されるよう、国への働きかけに努めること。

以 上